

吹田市（平成 20 年 4 月 1 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
<p>木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事を行う建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１） 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で当該建築物の申請部分の床面積の合計が床面積が 50 ㎡を超えるもの</p> <p>（２） （１）以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</p>	<p>◆基礎工事（※１） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）</p>	<p>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）</p>
	<p>◆建方工事（※３） （１．木造） 屋根の小屋組の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（２．鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）</p>	<p>2 階の床及びこれを支持するはり（平家建ての建築物については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）</p>
	<p>（３．鉄骨造） 2 階の床版の取付け工事（平家建ての建築物については、建方工事）</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（４．鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事</p>	<p>2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事</p>
	<p>（５．その他の構造） 屋根の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
<p>（６．１から５までの構造区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）</p>	<p>左欄に掲げる工事に係る構造に対応する構造の区分に応じた特定工程後の工程の工事</p>	

（※１） 基礎の配筋工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※２） 法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

（※３） 工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

適用除外 ・法第 85 条の適用を受ける建築物

・確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存部分を利用するため、特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分